

第11期大崎町分別収集計画

令和 7 年 6 月

鹿児島県曾於郡大崎町

1 計画策定の意義

大崎町は「リサイクルの町から世界の未来をつくる町」を目指し、町の特性を最大限に生かしながら、美しい自然を守り、育みながら発展する、持続可能なまちの基盤をつくりあげていくことを理念として循環型のまちづくりをすすめている。

快適で人にやさしい町づくりのためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済のライフスタイルを見直し、資源循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では、一般廃棄物の管理型処分場を一部事務組合で運営しているが、1999年（平成10年）度から埋立て処分を主としたごみ処理からごみの資源リサイクルを基礎としたごみ処理への転換を進め、埋立処分量の82.6%（1999年度比）の削減、ごみのリサイクル率83.0%（令和5年度一般廃棄物処理実態調査）を達成している。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下、「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分場の埋立処分量のさらなる削減を図る目的で、町民、事業者及び行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方針

本計画を実施するに当たっての、基本的方向を以下に示す。

- (1) 曽於南部厚生事務組合を構成する市町が協力し、ごみの減量化に努め、またリサイクルを促進する。
- (2) 町民、事業者及び行政が一体となったごみ排出量の抑制及び資源化の促進。

3 計画時期

本計画の計画時期は、令和8年4月を始期とする5年間の計画とし、令和10年度に見直す。（容器包装リサイクル法第8条第1項）

4 対象項目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令」（平成7年厚生省令第61号）第2条の区分で定める、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）

| 年 度 項 目 | 8 年度 | 9 年度 | 10 年度 | 11 年度 | 12 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 431 t | 426 t | 420 t | 416 t | 410 t |
| 製品プラスチック | 27 t | 27 t | 26 t | 26 t | 26 t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民、事業者及び再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力し支え合う。

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、町民及び事業所の分別収集に関する意識の把握を行うため、所要の調査等を行う。

また、今後、より効果的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、町民及び事業所の意見を積極的に反映させていく。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

ア 廃棄物に関する意識の高揚

あらゆる機会を通じ、町民及び事業者に対し、埋立処分場の現状とともに、資源ごみの売買益金の実績やごみ排出量、処理経費等を示すことでリサイクル推進の必要性について認識を高める。

イ 学習の場の提供

学校や地域社会の場において分別の手引き等を活用し、ごみの排出量抑制、ごみの適切な出し方等に関する啓発活動を積極的に進める。

ウ その他の啓発活動

容器包装廃棄物の分別収集計画の重要性と排出量抑制等の啓発。

(ア) 分別の手引きや、啓発ポスターの町内全戸配布

(イ) 広報誌による容器包装リサイクル法の主旨説明及び排出量の抑制を啓発

(ウ) 町の公式SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やごみ分別専用アプリを活用し、検索しやすい環境の整備

(2) 排出抑制のための役割分担

ア 町民の役割

(ア) ライフスタイルの見直し

- a ごみ問題を意識した購買
- b 物を大切にする心がけ
- c 不要品の有効利用

(イ) ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入

- a 使い捨て商品の使用を自粛
- b 再生品の利用を拡大
- c エコマーク商品等の利用

(ウ) 簡易包装に対する協力

- a 簡素な包装の商品を選択
- b 紙パック等の販売店回収に協力
- c マイバッグ持参を奨励

イ 事業者の役割

- (ア) 流通及び販売段階での簡易包装の推進
- (イ) リサイクルしやすい包装資材の使用
- (ウ) 過剰包装の抑制及び簡易包装の推進
- (エ) リサイクル型商品や再生品の普及
 - a リサイクルに適した商品の積極的取扱い
 - b リサイクル型商品や再生品の積極的 P R
- (オ) 販売した商品の自主回収の促進
- (カ) 事業活動に伴うごみの減量化及び再資源化の促進

ウ 行政の役割

- (ア) P R活動及びイベントの実施
 - a 町内企業と連携したリサイクルに関するイベント
- (イ) 環境教育
 - a 自治会代表者等を対象とした環境学習会の開催
 - b 学校教育と連携した学習機会の提供
- (ウ) ごみ管理の指導
 - a ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底
 - b 減量化リサイクル推進体制の充実
- (エ) 環境づくり
 - a 広報おおさきのリサイクル通信での情報提供
- (オ) 資源ゴミ集団回収の促進
 - a 集団回収体制の支援

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、指定する再生施設及び収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 |
|--|--|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | 缶 |
| 主として ガラス製の 容器 | <ul style="list-style-type: none"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 飲料用紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | 段ボール |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | 飲料用紙パック、 段ボール以外の紙製容器包装 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | プラスチック製容器包装 |
| プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの | 製品プラスチック |

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラス
チックの量の見込み**
(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)

| | 8年度 | | 9年度 | | 10年度 | | 11年度 | | 12年度 | |
|--|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|
| 主としてスチール 製の容器 | 15 t | | 15 t | | 14 t | | 14 t | | 14 t | |
| 主としてアルミ製 の容器 | 22 t | | 21 t | | 21 t | | 21 t | | 21 t | |
| 無色のガラス製容 器 | (合計) 36 t | | (合計) 35 t | | (合計) 35 t | | (合計) 34 t | | (合計) 34 t | |
| | (引渡量) | (独自処理量) |
| 茶色のガラス製容 器 | (合計) 41 t | | (合計) 41 t | | (合計) 40 t | | (合計) 40 t | | (合計) 39 t | |
| | (引渡量) | (独自処理量) |
| その他のガラス製 容器 | (合計) 6 t | |
| | (引渡量) | (独自処理量) |
| 主として紙製の容 器であって飲料を充てんするための もの（原材料としてアルミニウムが利 用されているものを除く。） | 5 t | | 5 t | | 5 t | | 5 t | | 5 t | |
| 主として段ボール 製の容器 | 38 t | | 37 t | | 37 t | | 36 t | | 36 t | |
| 主として紙製の容 器包装であって上 記以外のもの | (合計) 41 t | | (合計) 41 t | | (合計) 40 t | | (合計) 40 t | | (合計) 39 t | |
| | (引渡量) | (独自処理量) |
| 主としてポリエチ レンテレフタレー ト(PET)製の容器 であって飲料又は しょうゆその他主 務大臣が定める商 品を充てんするた めのもの | (合計) 28 t | | (合計) 28 t | | (合計) 28 t | | (合計) 28 t | | (合計) 27 t | |
| | (引渡量) | (独自処理量) |
| 主としてプラスチ ック製の容器包装 であって上記以外 のもの | (合計) 199 t | | (合計) 197 t | | (合計) 194 t | | (合計) 192 t | | (合計) 189 t | |
| | (引渡量) | (独自処理量) |
| 製品プラスチック (資源循環法に基 づく分別対象物) | (合計) 27 t | | (合計) 27 t | | (合計) 26 t | | (合計) 26 t | | (合計) 26 t | |
| | (引渡量) | (独自処理量) |

※「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「上記にあるプラスチック使用製品」にある（独自処理量）には「プラスチック資源循

環の促進等に関する法律」第三十三条に記載の再商品化計画の認定分の数量も含めること。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝

直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率により積算した。

人口変動率は、令和7年4月1日現在の住民基本台帳による人口を基準(11,867人)として、国勢調査(平成27年度～令和2年度)の変動により次のように設定した。

| 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 11,714人 (対前年度比) 98.71% | 11,563人 (対前年度比) 98.71% | 11,414人 (対前年度比) 98.71% | 11,266人 (対前年度比) 98.71% | 11,121人 (対前年度比) 98.71% |

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

- (1) 分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。
- (2) 分別収集の実施主体は、次表のとおりとする。

分別収集の実施主体

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集及び運搬段階 | 選別及び保管等段階 | | |
|------------|-------------------|-------------|----------|-----------|--|--|
| 金属 | アルミ製容器 スチール製容器 | 缶類 | 町による定期回収 | 委託業者 | | |
| ガラス | 無色のガラス製容器 | 無色のガラス製 | 町による定期回収 | 委託業者 | | |
| | 茶色のガラス製容器 | 茶色のガラス製 | | | | |
| | その他のガラス製容器 | その他のガラス製 | | | | |
| 紙類 | 飲料用紙製容器 | 紙パック | 町による定期回収 | 委託業者 | | |
| | 段ボール | 段ボール | | | | |
| | その他の紙製容器包装 | 紙製容器包装 | | | | |
| プラスチック | ペットボトル | ペットボトル | 町による定期回収 | 委託業者 | | |
| | プラスチック製容器包装 | プラスチック製容器包装 | | | | |
| | 製品プラスチック | | | | | |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別は排出者が行い、回収作業とリサイクル施設での選別、圧縮、保管などの中間処理については委託業者に委託するものとする

分別収集の用に供する施設計画

| 分別収集する容器 包装廃棄物の種類 | 収集に係る 分別の区分 | 収集容器 | 収 集 車 | 中間処理 |
|-----------------------------------|-----------------|-------------|---------|------|
| アルミ製容器 | 缶類 | 指定袋 | 4tパッカー車 | 委託業者 |
| スチール製容器 | | | | |
| 無色のガラス製容器 | 無色 | プラ製 コンテナ | | |
| 茶色のガラス製容器 | 茶色 | | 3t平ボデー車 | |
| その他の色のガラス | その他 | | | |
| ペットボトル | ペットボトル | 指定袋 | 4tパッカー車 | |
| 飲料用紙製容器 | 紙パック | 縛る | 3t平ボデー車 | |
| 段ボール | 段ボール | | 4tパッカー車 | |
| その他の紙製容器包装 | 紙製容器包装 | | 3t平ボデー車 | |
| その他のプラスチック 製容器包装及び製品ブ ラスチック | プラスチック 製容器包装 | 指定袋 | 7tパッカー車 | |

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（1）分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、各自治公民館に衛生自治会班長を設置し、ごみ収集やステーションの管理運営を自発的に実施。

〔主な任務〕

- ア 分別収集地域啓発に関すること。
- イ 集団回収推進地域住民啓発に関すること。
- ウ ごみ排出及び資源物排出に関する行政との連絡に関すること。

（2）集団回収を促進するために必要と考えられる事項

自治公民館等の住民団体による集団回収を促進するため、資源ごみ売買益金の自治会等への還元策を行う。また、高齢化に伴う、自治会の集団回収に関する行政によるごみ籠補助金やごみ出しの機会を拡充するための支援体制の確立。

（3）分別収集を進めるために必要と考えられる事項

分別収集を進めるための資材等の啓発。

(4) その他必要と考えられる事項

ア 町民啓発事業の実施

本町が毎年11月に実施している、ふれあいフェスタで「リサイクルコーナー」を設置し、町内外利用者に分別を体験してもらい、分別収集の必要性の啓発を行う。